

令和3年度 九都県市一斉  
自転車マナーアップ強化月間  
神奈川県実施要綱

期 間

令和3年5月1日（土）～5月31日（月）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底



小田原市交通安全ポスターコンクール入賞作品  
小田原市立豊川小学校2年(入賞当時) 渡邊 愛菜 さん

主唱:神奈川県交通安全対策協議会

## 運動の目的

自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 運動の進め方

### § 神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした自転車のマナーアップを図る交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙(誌)を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

### § 交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンの実施など、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

### § 教育機関・団体の推進する事項

- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
- 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

### § 道路管理者・鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

### § 警察の推進する事項

- 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 関係機関・団体と連携し自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

### § 県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

# 重点の取り組み方

自転車交通ルールの遵守とマナーの向上・自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底	
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。</li> <li>○ 無謀運転をしないこと、自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて、家族で話し合しましょう。</li> <li>○ 子どもが自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させましょう。</li> <li>○ 高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧めましょう。</li> <li>○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。</li> </ul>
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社内の広報媒体を活用して、自転車を安全・快適に利用するための「自転車の交通ルール」を紹介するなどして、歩行者を交通事故から守る意識を高めましょう。</li> <li>○ 朝礼や会議などあらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」を心がけるよう指導しましょう。</li> <li>○ 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょう。</li> <li>○ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。</li> </ul>
地域では 学校・	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が主体的に、自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高められるようにしましょう。</li> <li>○ 近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法等を確認しましょう。</li> <li>○ 自転車の正しい乗り方教室を開催し、自転車の安全利用を促進しましょう。</li> <li>○ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。</li> </ul>
自転車の利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信号を守り、一時停止場所では必ず停止し、左右の安全を確かめて通行しましょう。</li> <li>○ 二人乗り、携帯電話を使用しながらの運転、夜間の無灯火運転はやめましょう。</li> <li>○ 自転車の通行が認められている歩道でも、歩行者の安全を確保するために徐行しましょう。</li> <li>○ 幼児を同乗させる場合、前面に抱っこすることはハンドル操作の妨げになるのでやめましょう。</li> <li>○ 歩行者が多い駅前や体の不自由な人の付近では、自転車を降りて押して歩きましょう。</li> <li>○ 進路を変更するときは、必ず周囲の安全を確認しましょう。</li> <li>○ 悪天候の時は、なるべく利用を控えましょう。</li> <li>○ 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。</li> <li>○ 交通事故に備えて必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。</li> <li>○ 自転車に乗るときは、積極的にヘルメットを着用しましょう。</li> </ul>

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。

県内における自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした条例が制定され2019年4月1日から施行されました。(損害賠償責任保険等の加入については2019年10月1日から施行されています。)

## ＜自転車安全利用五則＞平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る



- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

## 5 子どもはヘルメットを着用

## ＜道路交通法の一部改正＞令和2年6月30日施行

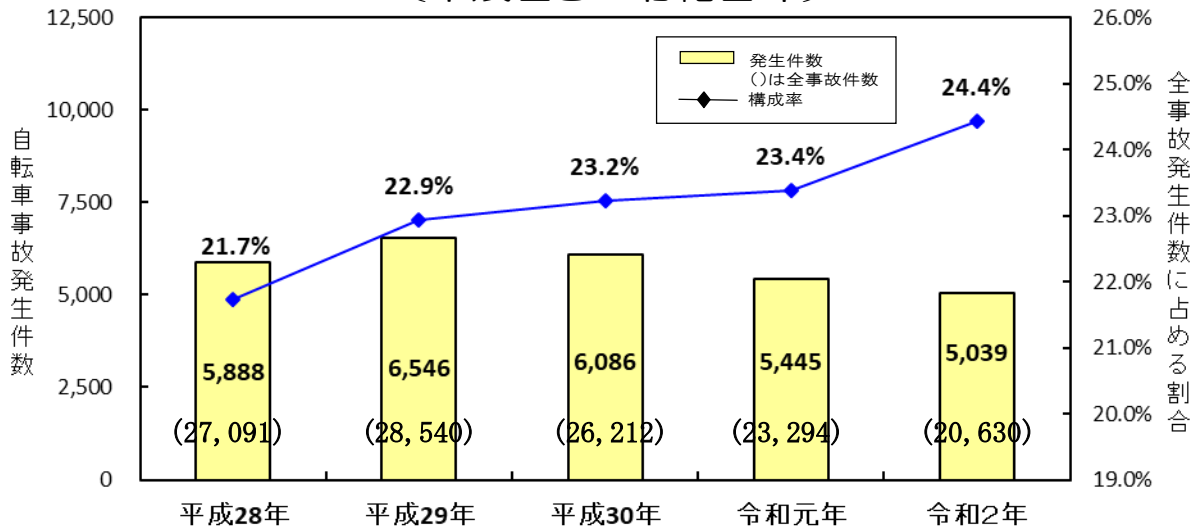
自転車による「妨害運転」も「危険行為」として自転車運転者講習の対象となりました。

### ※ 自転車運転者講習の受講命令の要件対象となる危険行為【15類型】

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路(場所)の通行
- 3 歩行者用道路での歩行者妨害
- 4 歩道通行や車道の右側通行等
- 5 路側帯での歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切への立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道での歩行者妨害等
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反
- 15 妨害運転

# 自転車の交通事故発生状況

## 1 発生件数と全事故に占める割合（構成率）の年別推移（平成28～令和2年）



○全事故発生件数に占める割合は、減少傾向で推移していたが、平成29年以降増加に転じています。

## 2 時間帯別発生状況（令和2年）

時間帯	0～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12
発生件数	25	11	61	495	943	676
時間帯	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24
発生件数	593	646	796	512	211	70

○通勤通学時間帯に事故が多発しています。

## 3 対象別発生状況（令和2年）

区分	幼(園)児	小学生	中学生			高校生			高齢者	その他	合計
			1年	2年	3年	1年	2年	3年			
死者数	0	1	0	0	0	1	0	0	7	3	12
増減数	±0	+1	±0	±0	±0	+1	±0	±0	±0	-3	-1
重傷者数	2	12	5	5	8	5	6	5	88	152	288
増減数	+2	-2	+1	±0	+5	-9	-6	+1	+7	+8	+7
軽傷者数	102	299	48	60	50	195	163	102	840	2,697	4,556
増減数	-22	-103	-18	-5	-29	-51	+5	-38	+39	-242	-464

○高齢者の方が亡くられる事故は高い割合で発生しています。

〔5月5日「こどもの日」は自転車交通安全の日〕

〔毎月「1日」は県民交通安全の日〕〔毎月「15日」は高齢者交通安全の日〕

〔毎月「5日」はチリリン・デー〕〔毎月「30日」はゾーン30の日〕

（自転車安全利用強化日）



神奈川県交通安全シンボルマーク

神奈川県交通安全対策協議会  
 神奈川県・市区町村・神奈川県警察  
 事務局 神奈川県くらし安全交通課  
 TEL045-210-1111(内3553)